別記様式３

日本食肉格付協会インターンシップに関する覚書

公益社団法人日本食肉格付協会（以下「協会」という。）と○○○大学（以下「大学」という。）は、○○○大学の所属学生（以下「学生」という。）が協会においてインターンシップ（以下「実習」という。）を行うことについて、下記のとおり覚書を締結する。

記

第１ インターンシップ実施に係る基本的役割等

協会は、別記のとおり学生を実習生として受入れ、学生に対し必要な指導・助言を行う。大学は学生に対し、「（公社）日本食肉格付協会インターンシップ実施要領（平成２９年４月１日制定）及び本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導を行う。

第２ 実習時間、手当等の支給及び事故への対応等

（１） 実習時間は、受入れ事業所の勤務時間（以下「定時」という。）とする。このうち午後０時から午後１時までを休憩時間とする。なお、定時以外にも若干の実習を行うことがある。

（２） 協会は、実習中、学生に対し、通勤費（自宅及び滞在先より）、手当（日当）、食費及び旅費　（滞在先までの往復旅費）を支給しない。

（３） 大学は学生に「学生教育研究災害傷害保険」及び「インターンシップ等賠償責任保険」等の保険に加入させ、学生が実習中において関係他者（協会、人物、財物等）に損害、損傷を与えた場合は、当該保険により補償する。

第３ 実習中における遵守事項等

（１） 学生は、実習に関して協会の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、協会の業務上の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

（２） 実習の欠務は、正当な事由による場合以外は認めない。やむを得ず欠務する場合は、事前に指導員に申し出てその指示に従うこととする。正当な事由による場合であっても２日以上欠務した場合、協会は、実習を打ち切ることができることとする。

（３） 学生は、協会における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の開示については、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。

（４） 学生は、実習期間終了後２週間以内に、実習内容に関する体験レポート（４００字程度）を作成し、指導員を経由して協会に提出しなければならない。

（５） 学生は、実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に協会の承認を受けなければならない。

（６） 協会は、学生がこの覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は実習を打ち切ることができる。協会は、実習を打ち切った場合は、速やかに大学にその旨を通知する。

第４　誓約書の提出

学生は、実習に先立ち、協会に対して誓約書を提出する。

第５ 協議

本覚書に定めがない事項又は本覚書に疑義が生じた事項については、協会と大学が協議の上決定するものとする。

第６　この契約の有効期間は、令和○○年４月１日から令和○○年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１カ月前までに協会、大学いずれからも文書による申し立てがない場合は、更に１年延長するものとし、以後これに準じて延長する。

　本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し、協会及び大学が記名捺印の上それぞれ１通を保管するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人　日本食肉格付協会

会　長　　大　野　高　志

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ○○大学　・・・・・　　　　　○○　○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（総括責任者）